

1. 政策及び 15 年度重点施策等

| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 政 策 | 規制改革推進 3 か年計画（再改定）の着実な実施 |
| 15 年度 重点施策 | 金融市場の活性化、金融機関の経営効率の向上等に向けた各種規制の見直し |

2. 政策の目標等

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 法定任務 | 円滑な金融等 |
| 基本目標 | 金融機関の企業活動が活発に行われていること |
| 重点目標 | 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること |

3. 政策の内容

政府は、経済活性化による持続的な経済成長の達成、透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、多様な選択肢の確保された国民生活の実現、国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に達成するために、積極的かつ抜本的な規制改革を構造改革の重要な柱として推進することにしています。

具体的には、平成 15 年 3 月 28 日に「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」を取りまとめ、そこで盛り込まれた平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 か年にわたって取り組むべき規制改革の検討項目について、その着実かつ速やかな実現を図ってきています。

4. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

当庁関連の規制改革の検討項目については、平成 15 事務年度においても着実に措置を講じるとともに、未だ措置を講じていない項目に関しては、上記の 3 か年計画の中で今後の実施時期を明示したところです。

こうした取組みにより、顧客の利便性の向上等が図られると同時に、金融機関が自らの判断に基づき効率的な企業活動を行うことにも貢献したものと考えます。具体的には以下のとおりです。

「規制改革推進 3 か年計画」の着実な実施

当庁関連項目について、措置または実施時期を明示し、規制改革を着実に推進しました。

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（16 年 3 月 19 日閣議決定）

平成 16 年度から 18 年度までの 3 か年で実施すべき規制改革の検討項目を確定することにより、その着実かつ速やかな実現を図ることとしています。

5 . 今後の課題

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に記載された各項目について、明示した実施予定時期までに必要な措置を講じるとともに、構造改革特別区域における規制の特例措置の新たな提案、地域再生における支援措置の提案も考慮しながら規制改革を進める必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組み（規制改革・民間開放に向けた取組み）の有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。